

	特別徴収(年金からの天引き)	普通徴収(納付書又は口座振替での納付)
対象者	老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円(月額1万5千円)以上受給されている人。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外の人</li> <li>・左記の要件に該当していても、年度途中で65歳になった人や他の市区町村から転入してきた人などは、市と年金保険者(厚生労働大臣(旧社会保険庁)など)との手続きが完了するまでは普通徴収となります。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収は、年金保険者(厚生労働大臣(旧社会保険庁)など)から西宮市への通知に基づいて実施されますので、申し込み等は必要ありません。</li> <li>・介護保険料は年金からの天引きとなり、自動的に年金から介護保険料が納められます。</li> <li>・老齢福祉年金については特別徴収の対象外となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料は、納付書又は口座振替により、郵便局や金融機関等で納めていただきます。</li> <li>・通常は6月から翌年3月までの毎月(年10回)納めていただきます。</li> <li>・普通徴収に該当される人は、便利な口座振替をご利用ください。</li> </ul>